

平成25年3月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日 平成25年1月23日

判 決

原 告

同 訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

升 永 英 俊

久 保 利 英 明

伊 藤 真

長 尾 浩 行

渡 邊 弘 毅

浅 倉 稔 雅

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

被 告

同 代表者委員長

同 指定代理人

同

同

同

同

同

同

同

宮城県選挙管理委員会

菊 地 光 輝

美 崎 大 典

村 橋 摩 世

泉 利 夫

長 久 保 晋 一

嶋 原 敏

梶 村 和 秀

三 浦 保 徳

伊 藤 淳

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。ただし、平成24年12月16日に行われた衆議院議員選挙の小選挙区宮城県第2区における選挙は違法である。

- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 平成24年12月16日に行われた衆議院議員選挙の小選挙区宮城県第2区における選挙を無効とする。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成24年12月16日に施行された衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、宮城県第2区の選挙人である原告が、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。
- 2 前提となる事実（括弧内に証拠を掲記するほかは、当事者間に争いがないか弁論の全趣旨により容易に認められる事実である。）
 - (1) 原告は、本件選挙の宮城県第2区の選挙人である。
 - (2) 平成6年1月、公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）が成立し、その後、同年法律第10号及び同第104号によりその一部が改正され（以下これらの改正を「平成6年改正」という。）、これらにより衆議院議員の選挙制度は、従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた。本件選挙施行当時の選挙制度によれば、衆議院議員の定数は480人とされ、そのうち、300人が小選挙区選出議員、180人が比例代表選出議員とされ（公職選挙法4条1項）、小選挙区選出議員の選挙については、全国に300の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出し（同法13条1項、別表第一）、比例代表選出議員の選挙については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条2項、別表第二）。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙を同時に行い（同法31条）、投票は、小選挙区選出議員及び比

例代表選出議員ごとに1人1票とされている（同法36条ただし書）。

- (3) 上記の公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成24年法律第95号による改正前のもの。以下「旧区画審設置法」という。）によれば、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法2条）。また、改定案を作成するに当たっては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものとされ（同法3条1項）、後記(6)の緊急是正法が制定されるまで、各都道府県の区域内の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当した上で（以下、このことを「1人別枠方式」という。）、これに、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすると言われていた（同条2項。以下、旧区画審設置法3条の定める小選挙区の区割りの基準を「本件区割基準」といい、この規定を「本件区割基準規定」という。）。

区画審による上記の勧告は、統計法5条2項本文（平成19年法律第53号による全部改正前の統計法（以下「旧統計法」という。）4条2項本文に相当）の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ（旧区画審設置法4条1項）、さらに、区画審は、同項の規定にかかわらず、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、上記の勧告を行うことができるものとされている（同条2項）。

- (4) 区画審は、旧統計法4条2項本文の規定により平成12年10月に実施された国勢調査の結果に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受けて、その勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成14年法律第95号）が成

立した（以下、同法律により改定された選挙区割りを「本件選挙区割り」、これを定める公職選挙法13条1項及び別表第一を併せて「本件区割規定」という。）。

- (5) 最高裁判所平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁（以下「平成23年大法廷判決」という。）は、本件選挙区割りに基づいて施行された平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙（以下「前回選挙」という。）の東京都内の小選挙区における選挙の無効が争われた事案において、本件区割基準規定の定める本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、同基準に従って改正された本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない旨判示した。なお、前回選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.304であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は45選挙区であった。
- (6) 平成24年11月16日、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（平成24年法律第95号。以下「緊急是正法」という。）が成立し、同月26日、公布された。緊急是正法は、小選挙区選出議員の定数を5人削減して295人とし、併せて、本件区割規定の改定を行うこととし（2条）、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分を廃止する（3条）というものであり、同法2条の規定を除いて、同日施行された。同法を前提とする区画審の勧告は、同法の施行日から6か月以内にできるだけ速やかに行うこととされ（同法附則3条3項）、区画審の審議が開始されたが、本件選挙までに勧告及び具体的な区割りの改定等は行われなかった。
- (7) 本件選挙の小選挙区選挙は、平成24年12月16日、本件選挙区割りに基づいて施行された。本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数

が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.425であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は72選挙区であった(乙10)。

3 当事者の主張

(1) 原告の主張

憲法前文、13条ないし15条、44条、56条2項、59条、60条2項、61条及び67条等によれば、憲法は人口比例選挙を要求していると解されるところ、本件区割規定は人口比例に反するものであるから違憲であり、本件区割規定の定める本件選挙区割りに基づいて行われた本件選挙の小選挙区宮城県第2区における選挙は違法無効である。したがって、同選挙区における選挙は無効である旨の判決がされるべきである(なお、投票価値の平等という事柄の重要性等にかんがみると、本件において事情判決がされるのは相当でない)。

(2) 被告の主張

平成23年大法廷判決の言渡しから本件選挙まで約1年9か月が経過していたが、同期間は1人別枠方式を廃止して定数を再配分し、選挙区割り全体の見直しを行うという困難な立法措置を講ずる期間としては、いまだ十分なものではなかった。この間、国会においては、投票価値の較差是正を図るため、緊急是正法が成立し、現在まで引き続き是正に向けた区割り改定作業が継続される等の措置が講じられてきたのであり、本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差(1対2.425)も、前回選挙時(1対2.304)と比較してわずかに増大したに過ぎなかった。これらの事情を総合すれば、平成23年大法廷判決の言渡しから本件選挙までに、憲法上要求される合理的期間内における是正措置がされなかったと評価するのは相当でないから、本件区割規定はいまだ憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものとはいえず、本件選挙の小選挙区宮城県第2区における選挙は無効なものではない。

第3 当裁判所の判断

1 代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、国政における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの国において、その国の事情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけではない。憲法は、上記の理由から、国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという基本的な要請（43条1項）の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（同条2項、47条）、両議院の議員の各選挙制度の仕組みについて国会に広範な裁量を認めている。したがって、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような基本的な要請や法の下での平等などの憲法上の要請に反するため、上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである（最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁、最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁、最高裁平成5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、最高裁平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁、平成23年大法廷判決参照）。

2 原告は、憲法の各規定によれば、憲法は人口比例選挙を要求していると主張する。しかし、憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解されるが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、やむを得ないものと解される。

そして、憲法は、衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度

が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることを求めているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することを許容しているものといえる。

具体的な選挙制度を定めるに当たっては、これまで、社会生活の上でも、また、政治的、社会的な機能の点でも重要な単位と考えられてきた都道府県が、定数配分及び選挙区割りの基礎として考慮されてきた。衆議院議員の選挙制度においては、都道府県を定数配分の第一次的な基盤とし、具体的な選挙区は、これを細分化した市町村、その他の行政区画などが想定され、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素が考慮されるものと考えられ、国会において、人口の変動する中で、これらの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されることになる（平成23年大法廷判決参照）。

3 そこで、上記のような観点から、本件選挙時における本件選挙区割りを定める本件区割規定の合憲性について検討する。

(1) 本件区割規定の合憲性については、既に認定したとおり、平成23年大法廷判決において、本件区割基準規定の定める本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、同基準に従って改正された本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたが、前回選挙時において、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえ、本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない旨判断されていたところである。同大法廷判決は、上記判断の理由として、1人別枠方式は平成6年改正の際の制度改革の実現のためにやむを得ず採られた方策であり、一定の限られた時間の中でその合理性が認められるもので

あるところ、同改正後の選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになっていた前回選挙時には、もはやその合理性が失われていたものであり、しかも、本件選挙区割りの下で生じていた選挙区間の投票価値の較差は、その当時、最大で2.304倍に達し、較差2倍以上の選挙区の数も増加しており、1人別枠方式がこのような選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっていたことを指摘し、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、前回選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといわなければならないが、他方で、それに先立つ平成19年6月13日大法廷判決において、平成17年の総選挙の時点における本件区割基準及び本件選挙区割りについて、いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断がされていたことなどを考慮すると、前回選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものということとはできないとして、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨を明確に説示していたところである。

- (2) そうすると、前回選挙時において、本件選挙区割りを定める本件区割規定は既に憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、平成23年大法廷判決の言渡し後、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置が講じられる必要があったところ、前記認定のとおり、本件選挙は、同大法廷判決の言渡しから約1年9か月が経過した後において、なお本件区割規定が改正されないまま本件選挙区割りにより施行されたものである。

被告は、上記の約1年9か月の間、国会において、投票価値の較差是正を図るための協議検討がされてきたこと、具体的な立法措置として1人別枠方式の廃止を含む緊急是正法が成立及び一部施行され、現在まで本件選挙区割りの見直しに向けて区割り

改定作業が継続されていること、これらの作業は性質上相応の時間を要するものであること等を指摘し、上記の期間は十分なものとはいえず、本件選挙時点において、憲法上要求される合理的期間内における是正措置がされなかったと評価することはできないと主張する。

そこで検討するに、前記のとおり、衆議院議員の具体的な選挙制度を定めるに当たっては、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮し、国会において、人口の変動する中で、これらの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているのであるから、選挙区割りの改定は相当の時間及び労力を必要とする作業であり、審議等を尽くすために一定の期間を要すること自体は首肯し得るものである。しかし、国民の意思を適正に反映する選挙制度は民主政治の基盤であり、とりわけ衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請が働くことに照らせば、現に存在する憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正するための立法的措置を講ずることは、国会の最も重大にして、かつできるだけ速やかになすべき責務というべきであって、その立法的措置を講ずるに当たっては、慎重な審議を積極的に、かつ相応の迅速性をもって行うことが要求されることは明らかであり、平成23年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの約1年9か月という期間が事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間として短きに過ぎることとはできない。また、この間の緊急是正法の立法及びその経緯に鑑みても、国会において上記期間内に本件区割規定を改正し、本件選挙区割りを改定することが客観的にみて不可能な状況にあったと認めることはできない。さらに、本件区割規定が改正されないまま行われた本件選挙時においては、本件選挙区割りの下で生じていた選挙区間の投票価値の較差が最大で2.425倍に達し、較差2倍以上の選挙区の数は72選挙区に上っていたのであり、投票価値の不平等は、前回選挙時と

比較してもさらに増大していたことも指摘できるところである。以上の諸点に照らせば、本件区割規定により生じていた憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正するために事柄の性質上必要とされる合理的期間は、本件選挙時までに既に経過していたものといわざるを得ない。

(3) したがって、本件区割規定は憲法の投票価値の平等の要求に反するものであり、しかも、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったものであるから、本件選挙時においては、憲法14条1項等の規定に違反し違憲であったというべきである。

4 以上によると、本件選挙時において、本件区割規定は違憲であったから、本件選挙区割りに基づいて施行された本件選挙の小選挙区宮城県第2区における選挙は違法である。

ただし、上記選挙を無効とする判決をすることによって生ずる公の利益の著しい障害等や本件に現れた諸般の事情を併せ考慮すると、現時点においては、これを無効とするのは相当でないから、行政事件訴訟法31条1項の基礎に含まれる一般的な法の基本原則に従い、本件選挙の小選挙区宮城県第2区における選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄却するとともに同選挙が違法である旨を主文で宣言するのが相当である（最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁，最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁参照）。これに反する原告の主張は採用することができない。

5 結論

よって、原告の請求を棄却するとともに、本件選挙の小選挙区宮城県第2区における選挙が違法であることを宣言することとし、訴訟費用については、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条ただし書を適用して被告の負担とし、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 官 岡 章

裁判官 本 多 幸 嗣

裁判官 精 松 晴 子